

令和元年5月

総会議事録

萩市農業委員会

令和元年5月総会

萩市農業委員会総会議事録

5月16日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第32号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
議案第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第35号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

欠席 原 田 知 美	2番 中 村 博 和
3番 原 川 久美子	4番 小野村 壽美夫
5番 藤 田 芳 昭	6番 岡 崎 弘 明
7番 長 富 繁 美	8番 烏 田 茂 夫
9番 品 川 民 雄	10番 田 村 廣
11番 吉 村 榮 子	12番 守 永 正 範
13番 松 田 由美子	14番 矢 次 利 典
15番 鈴 川 肇	16番 佐 伯 泰 資
欠席 吉 村 剛	18番 尾 木 武 夫
19番 片 岡 兼 雄	

○議事録署名委員

5番 藤田 芳昭 12番 守永 正範

○議 事

事務局長 只今から、令和元年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により、会長にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番 藤田委員、12番 守永委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議長 それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案は2ページになります。それでは第1項についてご説明いたします。

申請地は、●●●、登記、現況地目とともに畑、面積762m²、外2筆、合計1,075m²です。譲受人は●●●、●●●さんで、耕作面積は7,513m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●、●●●さん、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さん、●●●さんが高齢のため規模縮小を考えておられ、譲受人の●●●さんは、自宅が申請地に近いことから、合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と畑あわせて約8反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、5月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から南に約2.3kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、申請地は現在畠として利用されており、取得後も同様に畠として、果樹を栽培されます。

農機具の保有状況は、管理機1台、草刈機1台を所有されています。他の農地は、●●●地域にあり、必要な農機具があれば、そちらの知り合いに借りるということです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第4番 この件につきましては、5月8日事務局2名と私の3名で確認いたしました。今事務局から説明したとおりで、譲受人の●●●さんがこの土地のすぐ隣に家がありまして、今耕作している畠なども管理出来るので、農地は守られると思います。

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に第2項の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案30号第2項についてご説明いたします。
申請地は、●●●、登記、現況地目とともに畑、面積140m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4,939m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。
申請の理由ですが、譲渡人であります、●●●さんが、ご主人が亡くなられて、以後の管理が難しいこと、譲受人の●●●さんの自宅も、申請地のそばであることから、合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。
譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と畑あわせて約5反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん60日、奥さんが40日、息子さんが30日です。
- (スクリーンに位置図を表示)
- 次に場所ですが、現地については、5月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から西に約0.9kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。
- 営農計画ですが、申請地は現在畑として利用されており、取得後も同様に畑として、果樹、柑橘とシキビを栽培されます。
- 農機具の保有状況は、管理機1台、草刈機1台を所有されています。他の農地は、●●●地域にあり、必要な農機具があれば、そちらの知り合いに借りるということです。
- 以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 議長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきまして、5月8日事務局3名と●●●推進委員と私の5名で現地調査しました。現地は説明があったとおりでございます。ご覧のように三角地で、すぐ側が鉄道、河川にはさまれた狭い土地がありまして、そこに柑橘が少し狭いかと思われますがあって、シキビが川側に2、3本ですがあります。畑としては小さいのですが、よく手入れされておりまして、残していただけるということで、いい事ではないかと思っております。

議 長 はい、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたします

議 長 次に第3項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第30号第3項について説明にします。

この案件は、父から子への生前贈与となります。

申請地は、●●●、登記、現況地目とともに畠、面積1, 153m²、外14筆、合計19, 164m²です。譲受人は●●●、●●●さんで、耕作面積は19, 164m²、内容は全て畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢のため、息子さんで農業後継者である●●●さんへ贈与するものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で畠、約1町9反の農業経営に従事しております。年間農作業従事日数は、ご本人さん80日、奥さんが30日、お父さんが240日とお母さんが180日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については4月18日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から北に約0.3～1.5kmの複数地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、当該農地は畠として利用されおり、取得後も野菜を作付けされます。

農機具の保有状況は、トラクター3台、耕運機2台、草刈機、噴霧器、防除機、軽トラック各1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきましては、4月18日に事務局3名と地元の推進委員さんとで現地確認をいたしました。詳しい説明は事務局の説明のとおりですが、約2haという大面積を全部確認したところ、綺麗にとても整備されていました。作付けは、さつまいも、じゃがいも、わけぎとにんじんも植えていました。息子の●●●さんも休みの日は度々●●●に帰ってまいりまして、じゃがいもやにんにくの収穫の手伝いをしています。定年後には両親の跡を継いで今ある現状の作物をそのまま作っていきたいとのことでしたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 はい、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に第4項の説明をお願いします。

事務局 議案第30号第4項についてご説明します。議案は3ページになります。

申請地は、●●●、登記地目は田、現況地目は畠、面積642m²外1筆、合計804m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,745m²で内容は田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、所有者が市外に居住されており、自ら耕作することも難しく、譲受人の●●●さんの自宅も申請地に近いことから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畠あわせて約3.5反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さんが60日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、5月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から南に約1.7kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、申請地は現在、畠として整備されており、取得後は畠として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トップカー、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 はい、●●●委員お願いします。

第18番

只今、事務局から説明があったとおりでございます。私が心配しておったのは、この地区は●●●地区の圃場整備の区域に隣接する土地であります。そういうことで、土地改良の方はどうかという気も持っていました。●●●地区土地改良区の代表の●●●さんも立会をされて、ぜひ土地改良区からも区域を外して計画をたてているのでそのように取り組んでいただきたいというお願いもございましたので、私の心配もなくなり、●●●さんの譲受人の家の前でもありますのでいいことだと思っております。ご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に第5項の説明をお願いします。

事務局

議案第30号第5項についてご説明します。

まず、第5項の申請地は●●●、登記、現況地目ともに畑、面積185m²です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は6,511m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、所有者が市外に居住されており、自ら耕作することも難しく、譲受人の●●●さんの実家に近いことから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さんが120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、5月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から東に約2kmにあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、申請地は現在、畠として利用されており、取得後も同様に畠として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トップカー、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 はい、●●●委員お願いします。

第9番 この件に付きまして、5月7日●●●委員さん、●●●推進委員さん事務局2名と現地調査を行いました。

譲受人の●●●さんの実家の前の畠になります。●●●さんは今、●●●の元々お父さんがやられていたりんごを引き継いで、今もりんご栽培に従事されておられるので、今お家は●●●の●●●ではありますが、100日以上通ってこられるので、この畠も管理されると思います。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第5項について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に第6項の説明をお願いします。
- 事務局 議案第30号第6項についてご説明します。
まず、第6項の申請地は、●●●、登記、現況地目ともに田、面積1, 434m²、外4筆、合計4, 293m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は9, 920m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。
申請の理由ですが、●●●さんが、引っ越して地元を離れられるということで、今後、耕作することも難しく、譲受人の●●●さんの自宅も申請地に近いことから、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約1町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日です。
- (スクリーンに位置図を表示)
- 次に場所ですが、現地については、5月9日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から北西に約0.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。
- 営農計画ですが、申請地は現在、田及び畑として利用されており、取得後も同様に田及び畑として利用されます。
- 農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トップカー、軽トラックを各1台所有されています。
- 以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 議長 はい、●●●委員お願いします。
- 第5番 この件につきましては、今事務局の説明あったとおりですが、

5月9日●●●委員、●●●推進委員、私と事務局2名の5名で現地確認しました。●●●さんはお父さんが亡くなられて、一度地元に戻って来られましたが、またよそに出られるようです。その土地が昔は財産として扱われてたのが、今は土地が邪魔になつていくのが現実ですが、たまたま隣を耕作する人が専業でやっておられ、向いも小作として作られていて、いい相手がありましたのでいい案件だと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第6項について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第31号第1項についてご説明いたします。議案は5ページになります。

5月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ900m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積38m²です。転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●の●●●さん、●●●のさ●●●んで持分はそれぞれ2分の1です。

(スクリーンに位置図を表示)

場所ですけれども、この地図の上側、●●●があって、●●●で、地図の左側が●●●で、●●●がありますが、その道路を挟んだ向側の緑の部分が農地となります。

転用目的ですが、所有者の●●●さん、●●●さんの宅地が申請地の隣にあり倉庫がありました古くなつたことから解体し、隣接する農地も宅地に挟まれ面積もわずかで管理が難しいことから売り渡すこととし、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が、用途地域内で1区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うもので適當です。

(スクリーンに分間図を表示)

こちら黄色の部分が●●●さん、●●●さん所有の宅地でございます。こちらも合わせての造成となります。次に、隣接農地の関係ですが、東側は道路、南側・北側は宅地に接し、西側に畠がありますが隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、東側の道路側溝に流入させ、汚水は、市道内の公共下水道へ接続させるもので適當です。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず整地のみ行います。宅地及び畠との境界にはブロック塀が設置される予定で、土砂の流出等のおそれなく適當です。以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 この件につきましては5月8日に事務局3名、●●●推進委員

と私の5名で現地調査を行いました。内容につきましては事務局から今説明があったとおりでございまして、家自体がなくなつて平らな状態で、すぐ造成等ができる状況にありまして、農地区分についても、あれだけなぜ残したのだろうかと思う面積でございます。住宅宅地でありますて、売れるという確約があるようござりますので、あれだけ残してもしかたないというところもございまして、問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第31号第2項についてご説明をいたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。転用目的が自己用住宅となっていますが、自己用住宅に加えてカーポートの記載をお願いします。

5月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ600m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積424m²、転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●さん、●●●さん、●●●さんで持分はそれぞれ3分の1です。

(スクリーンに位置図を表示)

場所ですけれども、●●●になります。こちらをずっと行くと●●●に行くところで、緑に着色したところになります。

転用目的ですが、転用者の●●●さんはが、●●●さんの農地を買い受け、建築面積99.63m²、建ぺい率22パーセントの自己用住宅及びカーポートの建築を行うもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・南側は宅地、西側は細い道路を挟んで畠があり、北側は田がありますが、西側については隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。北側の申請地と接する農地につきましては現在、●●●さんが所有者をあたられておりまして家を建築するまでには承諾書をとっていただくようお願いをしている状況です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、南側道路から進入する形で、このように住宅を建てます。

次に用排水計画ですが、雨水は、申請地内に溜枡を設置し、南側道路側溝へ流入させ、汚水も、申請地内に浄化槽を設け、同じく南側道路側溝へ流入させます。排水に関しては地元の●●●の承諾書が添付されているため適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土の造成はせず整地のみを行い、北側の農地との境界には現在、生け垣がありますが、東側の宅地と農地との境界にはブロック塀が設置されており、申請地も同様に生け垣を撤去し、ブロック塀等を設置される予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番

この件につきましては、5月8日事務局3名と●●●推進委員さん、私の5名で現地調査を行いました。内容につきましては事務局から説明があったとおりでございまして、●●●地区この一帯は転用がかかっておりますが、新興住宅地域になりつつあるところでございまして、荒れた土地を残すよりは若い人達の人口が増える要素がある方がいいのかと思える土地であります。先程言いましたように、●●●さんが隣接農地承諾書を取れてないようですが、住所がだいたい分かったようなので、取れるのではないかと思われますので問題ないかと思われます。以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

議 長

事務局にですが、一筆ほど、隣接農地承諾書を取れてないということですが、これは隣接農地承諾書が取れた後、許可を出すのですか。

事務局

●●●さんの方から、登記にある住所に申請前から送られてたのですが、所在不明で返ってきました。農業委員会で分かる住所をお伝えしてそちらに送っていただいたのですが、その住所も違うようでした。●●●に住宅があるようなので、そちらのポストに入れておいて、定期的に帰って来られるようなので、承諾書類をもらっていたらどう話をしております。

議 長

結局、今は書類が整っていない段階で、取れた後許可を出すのか、取れるという条件で許可を出すのですか。

事務局

今の件でございますが、隣接農地承諾書については、必須の書類ではございません。判例等でも隣接農地承諾書がついていないから許可しないというのはよろしくないという判例がでています。必須書類ではないですが、萩市農業委員会としては、隣接の耕作をされている方にはきちんと書類を取っていただきたいということで提出をお願いしているところでございます。今、会長さんが言われた、取れなかつたら許可を出さないのかということについては、お話をしたように、承諾書が付いていなかつたら許可を

しないというのは難しいです。実際、宅地造成、工事をする際にには、境界の部分については必ず立会が必要になってくると思いますので、それについては仲介の業者さんの●●●さんがきちんと相手方と連絡を取って確認をされると思いますので、それも含めて、本日の総会に議案として提出をさせていただいたということでございます。もし、無い今まで出すかと言われたら、事務局としては、出さざるをえないのかと考えております。

議長 萩市農業委員会としては、これまで隣接農地承諾書をいただいしておりますので、その方向でよろしくお願ひいたします。
それでは、他に質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第31号第3項の説明をいたします。
5月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。
申請地は、●●●から北東へ600m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。
申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積757m²です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

場所ですけれども、土手沿いに●●●さんがあって、その土手を下った緑で着色したところになります。

転用目的ですが、所有者の●●●さんが高齢で農地の管理が難しいことから売り渡すこととし、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、用途地域内で4区画の宅地分譲と進入路を行うため土地の造成を行うもので適當です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・南側は道路、西側・北側は宅地と畠がありますが、畠につきましては、隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように4つの区画と進入路を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、東側・南側の道路側溝に流入させ、汚水は、区画内に浄化槽を設置し道路側溝へ流入させるもので適當です。

被害防除計画ですが、0～30cmの盛土を行い整地し、西側・北側に重力式コンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出等のおそれもなく適當です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 この件につきまして、5月8日事務局3名、●●●推進委員と私の5名で現地調査を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。この近辺は●●●が宅地開発をしているところでございまして、その先になりますが、隣接農地の方も何れは売りたいという話は聞いておりますので、何れここも宅地になり、この周りは全部農地がなくなるという地域でございます。差し支えないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第4項の説明をお願いします。

事務局　議案第31号第4項の説明をいたします。

5月9日、●●●委員さん、●●●会長さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ2.9km、萩農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積210m²の内46m²、転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●、相続人代表の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

場所ですけど、●●●から●●●方面に入って、この緑で着色しているところです。

転用目的ですが、●●●地区において県が行う●●●防安・通常砂防工事に伴い、請負業者である●●●が現場事務所、仮設トイレ、工事車両用駐車場1台分を設置するため、令和3年5月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。工事場所はこの辺りになります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の東側は貸付人所有の田、南側

は道路、北側は河川のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように現場事務所、工事用車両の駐車場、仮設トイレを設置します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りで発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず砂利敷きし、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農政振興課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は原状回復する旨の誓約書が添付されています。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第3番 この件につきまして、5月9日に事務局2名、●●●と私の計5名で現地調査を行いました。只今事務局より丁寧なご説明がありましたので、あえて説明はありませんけど、これは県が発注した公共の工事で砂防工事の為のふもとの農地の一時転用です。この土地は現地に確認に行く前に約1ヶ月使用していたことで始末書が添えられておりました。農業委員会の許可を得ずに使用し、今後は無断転用はせず農地法を厳守いたしますという内容のものです。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、第5項の説明をお願いします。

事務局 議案第31号第5項の説明をいたします。

第5項につきましては、約5年前から所有者の●●●さんが近隣住民のための貸駐車場として利用されており、今回、追認で許可申請があったもので、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。5月8日、●●●委員さん●●●、推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ1.4kmの畑と宅地が点在した地域にある小農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は●●●、地目は登記・現況とも畑、面積125m²、転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

場所ですけれども、●●●になります。地図の上が●●●の●●●になって海側のこちらの路地に入った緑の着色したところになります。

転用目的ですが、譲受人の●●●さんが現在、海の方へ駐車場を借りておられますが、●●●さんのお母さんも高齢で自宅まで距離があり不便なことから、自宅に近い申請地を買い受けて、自己用駐車場2台分と貸駐車場2台分を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は道路、北側・南側は宅地、東側は畑がありますが、隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように4台分の駐車場を整備します。

用排水計画ですが、雨水は舗装は行わず自然流化で地下浸透、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、造成等は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、5月8日午後4時から事務局2名と●●●推進委員、私で現地調査を行いました。現地は畠でなく荒地で、駐車場として2台分のスペースが確保されている状況です。転用については問題はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第32号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を、議題とします。

第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出についてご説明します。参考資料、7ページをご説明します。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなります。農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。

議案は、8ページです。

第1項、今回の案件につきましては、農業委員会のあっせん事業も行っており、5月9日にあっせん会議を行い、●●●地域の●●●農業委員さんにお出席いただいております。

萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、地権者1名、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1, 285m²ほか5筆、合計5, 810m²について5月14日に●●●へ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●さんへ売られることになります。

第2項、こちらの案件につきましても、農業委員会のあっせん事業も行っており、5月9日にあっせん会議を行い、●●●地域の●●●農業委員さんにお出席いただいております。

萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、地権者1名、●●●、登記・現況地目ともに畠、面積2, 882m²について5月14日に●●●へ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●さんへ売られることになります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第32号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第33号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題とします。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第33号第1項についてご説明いたします。議案は10ページです。

第1項、●●●、地目、登記、現況とも畠、面積、504m²の内82.7m²、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は農業用倉庫です。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地ですが、左側が市内でこちらの●●●に向かって行く途中のこちらの緑で着色したところになります。

届出地は、●●●から西へ約2kmに位置し、西側、北側、南側は道路、東側は農地で、隣接農地承諾書が提出されています。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、切土、盛土は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、届出がありましたので報告します

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第33号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題とします。

第1項から第4項まで一括して、説明をお願いします。

事務局

議案第34号（農地法第18条第6項の規定による通知について）ご説明いたします。議案は12ページからです。

最初に議案の訂正をお願いします、一番下の行について、先頭が3項となっておりますが、4項に訂正をお願いします。

第1項●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 058m²、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんが自作されます。

第2項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 490m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第3項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 252m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんが自作されます。

第4項、●●●、地目、登記、現況とも田、面積4, 926m²、賃借人は●●●、地目、登記、現況とも田、面積4, 926m²、賃貸人は、●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後、中間管理事業で再設定されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第34号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長 議案第35号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。

議長 第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第35号についてご説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北へ150mに位置する●●●、登記地目は畠、面積280m²、申請人は●●●、●●●さんです。先程3条ありました●●●さんの自宅になります。下側が海になって、こちらが自宅で申請地は緑の着色した部分になります。

申立てによると、申請地は隣接する建物敷地として一体利用され現在に至っているもので、4月18日に●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は昭和50年に増築された住宅の敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第35号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年5月16日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員 藤田 芳昭

委員 宮水 正輔